

解約返戻金相当額超過部分についてのコメント

植村 信保（格付投資情報センター）

マージン項目のなかで議論となっている「解約返戻金相当額超過部分」について見解をまとめました。参考にいただければ幸いです。

< 現行のルール（第1回資料から抜粋） >

- 将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する保険契約（外国生命保険会社等にあつては、日本における保険契約）が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を超える額
- 責任準備金（危険準備金を除く）のうち、解約返戻金相当額を超過する額
- ただし、全期チルメル式責任準備金を解約返戻金相当額が下回る場合には、全期チルメル式責任準備金額を超過する額

< 私の解釈 >

- ・ 解約返戻金相当額超過部分とは、貸借対照表に計上された責任準備金（危険準備金を除く）から、すべての保有契約が一時点で解約された場合に必要な支払相当額を差し引いた金額です。
- ・ 解約返戻金は一般に平準純保険料式責任準備金（保険料積立金）から解約控除を差し引いた金額です。契約者には解約返戻金請求権があります。
- ・ 私の知るかぎりでは、解約控除の水準は契約の経過とともに減少し、10年目以降は0となるように設定されるのが一般的です。解約者から控除をとる理由としては、①初期費用の未償却部分を解約者が負担することで、継続契約者とのバランスを保つため、②良質な保険群団を維持するため、などが考えられます。解約控除が10年目以降0という設定からすると、主な理由は①なのでしょう。
- ・ 近年、解約返戻金に制限のある（もしくは返戻金のない）商品が増えているため、基準では全期チルメル式責任準備金額を下限に設定しています。
- ・ 全期チルメル式責任準備金額は、平準純保険料式責任準備金から、初期費用のうち将来の付加保険料で償却できていない部分を差し引いたもの（償却期間＝契約期間）です。純保険料式責任準備金（＝営業保険料式ではないという意味）の最低水準と言えるでしょう。なお、生命保険契約者保護機構の補償対象となる責任準備金は、全期チルメル式責任準備金のような（保護機構の規定が公開されていないため確認できません）。

<主な論点と見解>

- SMR が事業継続基準であるならば、解約返戻金相当額超過部分、全期チルメル式責任準備金額超過額ともに適切ではありません。とりわけ前者は「すべての保有契約が一時点で解約された場合」を想定しており、清算的な項目とも言いがたいです。現時点での貸借対照表計上額は「全期チルメル式」<「平準純保険料式」ではありますが、事業継続基準の観点に立てば、全期チルメル式が平準純保険料式よりも不健全ということはありません。
- 「保険会社の事業継続を前提としつつ、清算的な要素の混在も容認される」という考え方をとるにしても、それによってマージンが増える方向に働く（例えば、事業継続の観点から繰延税金資産を含める一方、清算的な要素として解約返戻金相当額超過部分も認める）のは保守的ではありません。むしろ、銀行監督の方向性からも、例えば「継続基準ではあるが繰延税金資産を一部しか認めない」となるべきです。
- 前回の検討会で、「責任準備金中に含まれるリスク・マージンの代替として解約返戻金相当額超過部分を捉える」という考え方が示されました。ただ、このリスク・マージンは基本的に予定発生率や予定利率など基礎率からの振れに備えたものであり、初期費用の未償却部分の回収を想定した解約返戻金相当額超過部分をリスク・マージンの代替とみなすのはやや無理があるのではないのでしょうか（むしろ、将来利益のほうがリスク・マージンの代替としては理解しやすいです）。また、責任準備金中のリスク・マージンという考え方を現時点で採用してしまうと、リスク（分母）に ALM リスクを現時点できちんと反映しないと平仄が合わないように思います。
- もっとも、解約返戻金相当額超過部分が生保のソルベンシー・マージンに占めるウェートの大きさや、劣後特約付債務の上限値に与える影響などを考慮すると、政策的な配慮から現行規準を維持するという判断はあると思います。
- また、歴史の浅い会社が標準責任準備金（平準純保険料式）達成に向けて、毎期の損益から積み増しを行っていることを考慮すると、現在の枠組みのもとでは、全期チルメル式責任準備金を上回る部分（解約返戻金相当額超過部分ではない）をソルベンシー・マージンと見ることは可能でしょう。ただ、その場合には責任準備金の積み立て水準の切り下げを制度として容認することになり、標準責任準備金制度のなかではあまり保守的な考え方ではありません。

以 上